大型消火器	消第23～368号	〃	〃	〃
〃	消第23～369号	〃	株式会社丸山製作所	東京都千代田区内神田三丁目４番15号
〃	消第23～370号	〃	〃	〃
〃	消第23～371号	〃	〃	〃
小型消火器	消第23～372号	〃	〃	〃
流水検知装置	流第23～11号	〃	アイエススプリンクラー株式会社	和歌山県橋本市隅田町山内1691番地の５
〃	流第23～12号	〃	〃	〃
閉鎖型スプリンクラーヘッド	ス第23～３号	23. 6. 20	日本ドライケミカル株式会社	東京都品川区勝島一丁目５番21号
〃	ス第23～４号	〃	〃	〃
流水検知装置	流第４～４～４号	〃	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目７番３号
〃	流第４～５～４号	〃	〃	〃
〃	流第８～５～２号	〃	〃	〃
〃	流第９～８～２号	〃	〃	〃
消防用ホース	コ第23～15号	23. 6. 22	櫻護謨株式会社	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号
〃	コ第２～７～３号	〃	〃	〃

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２２６号
埼玉県越谷市大字大房1057番地１
債務者　中野　史郎
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２８５号
埼玉県越谷市東越谷６丁目120番地２柊館１―101、旧住所埼玉県越谷市大字大道803番地４エンプレス204
債務者　佐々木友美（旧姓水口）
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
埼玉県草加市神明２丁目７番24号
債務者　熊谷　明美
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３７８号
埼玉県越谷市大字南荻島4089番地21
債務者　渡邉美知子
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３８３号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番９―903号
債務者　山田　　勲
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４８１号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１―２―507
債務者　高沢　美香
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４８６号
埼玉県飯能市大字坂石594番地２
債務者　大野テヱ子
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３５１４号
大阪府茨木市上中条１丁目４番５号
債務者　浦野　有司
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６０４号
大阪市平野区瓜破西１丁目８番29号　エスティー瓜破西103
債務者　小山　睦雄
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１４５号
大阪市此花区春日出中１丁目７番23号
債務者　田中　照美
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１９０号
大阪市平野区瓜破２丁目３―34　瓜破ハイツ303、住民票上の住所大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目22番25―701号
債務者　前田　哲生
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２５２号
大阪府枚方市茄子作４丁目29番６号
債務者　東　　眞希
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３２０号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―729号
債務者　沖谷　幹也
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで大阪地方裁判所第６民事部